

## 会 議 録（公開部分）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 平成２９年度第６回野田市情報公開・個人情報保護審査会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議題及び議題毎の公開又は非公開の別                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>１ 個人情報取扱事務について（公開）<br/>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般旅券の発給の申請の受理、交付等に係る事務の事務開始届（市民課）</li> </ul> <p>２ 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて（公開）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公益上特に必要があると認めるとき」の適用について</li> <li>・外部提供をする場合の周知及び反対者への配慮について</li> <li>・個人情報を取り扱う事務の届出制度について</li> </ul> <p>３ 諮問事項 行政文書部分開示決定に対する審査請求について（７件）（非公開）</p> |
| 日 時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 平成２９年８月３０日（水）午前９時から午前１１時１６分まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 場 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 市役所低層棟４階 職員控室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 出席委員氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 須賀 昭徳、秦野 幹夫、遠藤 昭、高橋 澄江、松本 純子                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事務局等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>実施機関 今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課主幹兼課長補佐）、日下部 安孝（総務課庶務係主査）、高谷 亮介（総務課文書法規係主任主事）、内田 一也（市民課長補佐）、柿沼 博明（市民課受付係長）</p> <p>事務局 佐賀 忠（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課主幹兼課長補佐）、日下部 安孝（総務課庶務係主査）</p>                                                                                                                                                         |
| 傍 聴 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ５名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 事                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>平成２９年度第６回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>１ 個人情報取扱事務について（公開）<br/>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般旅券の発給の申請の受理、交付等に係る事務の事務開始届（市民課）</li> </ul> <p>担当者から報告及び概要の説明を受けた。</p> <p>秦野委員 保存期間の１年というのは、市の独自の判断か。</p> <p>内田補佐 外務省の処理基準では、６か月を超えたものは処分してよいこととなっている。市では、事務処理上、１年に１回廃棄をすることで効率化を図ると</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

いう判断です。

松本委員 土日はやらないのか。

内田補佐 申請と交付の二つに分かれますが、申請につきましては、県の開設時間と合わせて月曜日から金曜日までです。交付につきましては、市の判断によるとのことなので、市民課の窓口が空いている時間の日曜日、それと火曜日と木曜日の夜間の市民課の窓口が開いている時間も交付は可能となっております。

松本委員 代理人に納税管理人は含まれるか。

内田補佐 含みません。

遠藤委員 識別番号とは具体的に何か。

内田補佐 申請の受理番号と旅券番号です。

遠藤委員 刑罰関係はどういう扱いとなるのか。

内田補佐 申請書に本人が記載し、外務省に確認します。

遠藤委員 法務省でないか。

内田補佐 県に確認して回答します。

遠藤委員 市では犯歴の情報をもっていないのか。

内田補佐 保有していますが、この情報は使いません。

遠藤委員 本人以外からの収集で、「民間・私人」とあるのは、どういうことか。本人から収集するものとは違うのか。

柿沼係長 代理人から本人の情報を収集するということです。

遠藤委員 先ほどは緊急連絡先とおっしゃってなかったか。

内田補佐 あくまでも渡航した際の本人以外の連絡先について伺うので、本人から聴取することになります。

日下部主査 旅券を申請する方から収集しますが、申請者にとっては第三者の情報を登録します。その意味で、「民間・私人」から第三者の情報を収集することになります。

遠藤委員 誰から情報を入手するかという欄だから、先ほどの話は本人で良いのではないか。本人以外の「民間・私人」から直接情報を収集するわけではないのだから。

今村副市長 役所が本人以外の誰から情報を得るかチェックする所ですから、訂正いたします。

内田補佐 刑罰関係の確認について、発給制限については市の権限ではなく、県で判断するという前提がございます。確認については県を通じて外務省に審査を依頼する形を採っております。その後は、外務省が関係省庁と連携を取り合い、外務省に戻ってきた情報で判断されることになります。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、承認することよろしいか。

(異議無し)

2 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて（公開）

・「公益上特に必要があると認めるとき」の適用について

事務局から「① 収集について」について概要の説明を受けた。

遠藤委員 今まで表彰等の事務で第7条第2項第6号を適用してきたということだが、第6号は「本人から当該個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができないと認めるとき」とあり、また「当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認めるとき」とあるが、どちらを適用していたのか。

富山課長 表彰事務については、双方が適用されると考えています。

遠藤委員 「イ 対応」に「選考等の事務では、犯罪に関する情報などの社会的差別の原因となる恐れがある個人情報を収集する可能性がある」と書かれているが、表彰に関して野田市が犯罪に関わる情報を集めていたということはあるか。

富山課長 表彰に関しましては、犯歴等の有無の確認をいたします。

遠藤委員 どこから収集するのか。

富山課長 市民課の方で、本籍地の方で犯歴を管理しております。

遠藤委員 野田市が本籍地の人は野田市が確認する、別の本籍地の人は管轄する自治体に問い合わせるということか。

富山課長 そのとおりです。

遠藤委員 今は本籍地で犯歴を管理することはなくなったと聞いたことがあるが。

日下部主査 市民課に確認いたしましたが、現在でも、裁判所から本籍地に連絡が来ることとなっており、本籍地で管理しているとのこと。

遠藤委員 柏と我孫子では例がないということか。表彰でもないのか。

富山課長 質問した際に「例はございますか」という形で質問しており、具体的に表彰とかそういった言葉は出なかったため、考えが及ばなかったのかもしれない。

遠藤委員 毎年、表彰事務でこういった調査は平均何件程度行うのか。

富山課長 正確な数字は把握しておりません。

須賀会長 毎年あるわけではないのか。

富山課長 毎年必ずあります。

須賀会長 ほかに何かあるか。なければ原案のとおり承認してよろしいか。

（異議無し）

事務局から「② 配慮を要する個人情報の収集について」について概要の説明を受けた。

須賀会長 何か意見はあるか。なければ原案のとおり承認してよろしいか。

（異議無し）

事務局から「③ 外部提供について」について概要の説明を受けた。

須賀会長 何か意見はあるか。なければ原案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

事務局から「④ 内部利用について」について概要の説明を受けた。

須賀会長 何か意見はあるか。なければ原案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

事務局から「⑤ 電子計算機結合の制限について」について概要の説明を受けた。

遠藤委員 ９ページの「ウ 対応」の項で、「物理的には外部であっても」ということで二つの例が書いてある。「実施機関の機器である場合」とはどういった例があるのか。

富山課長 実施機関の所有する機器を事業者の施設に置いてデータの保存、処理を行うといった状況です。

日下部主査 「実施機関の機器である場合」の具体例に当たるのは、保健センターの健康管理システムとなります。

遠藤委員 その１件だけか。

日下部主査 そのとおりです。

遠藤委員 １０ページの「国民健康保険の広域化」について、「法令等や県条例に規定されない場合」にこういうことが想定されるのか。

富山課長 はい。そういった形になるのではないかとということで聞いております。

遠藤委員 法令は既に成立していて、県も条例等で定めることは考えていないということか。

富山課長 考えていないとのこと。あくまでお願いという形でできています。

今村副市長 県の方で広域化の事務自体が遅れており、はっきりしない部分があります。義務付けられるかどうかははっきりしていません。今後このような例が出てきたときのために、結合の制限を置いておかなければならないと思います。法令以外で出てきた場合、セキュリティの所で重要となるため、規定は残したいという形です。

須賀会長 ほかに何かあるか。なければ原案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

・「外部提供をする場合の周知及び反対者への配慮について」

事務局から「外部提供をする場合の周知及び反対者への配慮について」について概要の説明を受けた。

今村副市長 (案１)について、以前御承認いただいた手引の記載案の「特に重要な事項」の欄で「上記の事項を慎重に検討した上での公益上特に必要があると認める理由」ということで、反対者への配慮が前提となっている事項であるため、(案２)も同様であると思いました。そのため、(案１)とする場合

は、手引の反対者への配慮の事項を「特に重要な事項」から除いて、「その他の重要な事項」に入れる必要があると思います。基本は「特に重要な事項」でやるのですが、判断の際に「その他の重要な事項」を斟酌<sup>しんしゃく</sup>することもあるかと思っています。（案１）と（案２）は、實際上差はないと考えています。結局は審査会において個別具体的に判断していただくこととなります。

遠藤委員 事務局案はどちらの案か。

今村副市長 （案２）となります。

遠藤委員 （案２）について、前段と後段とあって、前段には「反対者への配慮とは切り分けて判断することは、（案１）と全く同じである」とあるが、後段では「サービスとしての自己情報コントロール権の保障を判断材料の一つとすることも有り得る」とある。これを見ると、切り分けて判断してないと感じてしまう。その点（案２）の問題点と感じるが、（案１）と（案２）を比較して、どちらが市民のためになるかということを考えると、（案１）の場合、反対者がいるかもしれないということをあまり考えないで「特に公益上の必要」があるかどうかを判断し純粋に事務を行った方が厳しい判断となると考えたのだと思う。しかし（案２）は、場合によっては判断の材料になり得ると考え、その方が市民のためになるという考えではないかと思う。最終的にどちらが市民のためになるかという観点から判断すれば良いと思う。

秦野委員 （案２）を採ると、「反対者の排除」にウェイトが掛かる心配がある。（案１）で厳密に市の方で責任を持ってやるという方が良いと感じる。

遠藤委員 私も（案１）を推したい。ただ、（案２）は最後の自己情報コントロール権について条文で保証されることになる。

今村副市長 自己情報コントロール権については、（案１）の場合でも掲載しようと思います。私は（案２）を支持する立場ですが、手引で（案２）の場合は「特に重要な事項」に残すということで先ほどまで話をしたくらいですから、住民のためになる行政サービスを行う場合、それが無意識に判断に折り込まれる可能性があると感じました。ですので、基本的には（案１）できちんと線引きをし、後は具体的な審議の中で考えていただくということにして、最初から「有り得る」ということは考えない方が良いのではないかと思います。ただ、自己情報コントロール権については、制度上保障すべきなので、条例に別項目で明記した方が良いというのが、今の私の考えです。

須賀会長 では（案１）と（案２）どちらが市民のためになるかということについて、意見はあるか。特になければ、（案１）を承認することよろしいか。

（異議無し）

・「個人情報を取り扱う事務の届出制度について」

事務局から「個人情報を取り扱う事務の届出制度について」について概要の

説明を受けた。

須賀会長 何か意見はあるか。なければ原案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 ほかに何かあるか。

遠藤委員 見直しの作業としてほかにまだ残っているものはあるのか。

富山課長 手引と届出書記載マニュアルの審議をしていただき、その終了後はパブリック・コメント手続に向けた素案のご審議をお願いします。

須賀会長 以上をもって、公開部分の審議は終了とする。

以上